



六管区水路通報第21号

令和6年5月31日

第六管区海上保安本部

【目次】

第220項	瀬戸内海	播磨灘、津田湾北東方	海上訓練
第221項	瀬戸内海	高松港付近	海上訓練
第222項	瀬戸内海	水島港西方	環境調査
第223項	瀬戸内海	福山港	灯浮標交換作業
第224項	瀬戸内海	尾道糸崎港、第1区	灯浮標交換作業
第225項	瀬戸内海	壬生川港	深淺測量
第226項	瀬戸内海	来島海峡及び付近	船舶通航信号所一部業務休止
第227項	瀬戸内海	松山港、第1区	潜水作業
第228項	瀬戸内海	安芸灘、下蒲刈島南方	救難訓練
第229項	瀬戸内海	広島湾、大野瀬戸	海底送水管敷設作業
第230項	瀬戸内海	広島湾、能美島西岸	潜水訓練
第231項	瀬戸内海	早瀬瀬戸	橋梁点検作業
第232項	瀬戸内海	伊予灘	環境調査
第233項	瀬戸内海	周防灘、野島南西方	沈船撤去
第234項	瀬戸内海	備讃瀬戸南航路	灯浮標消灯、仮灯設置
お知らせ	【7/1開始】来島海峡航路西側海域における安全対策について		

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

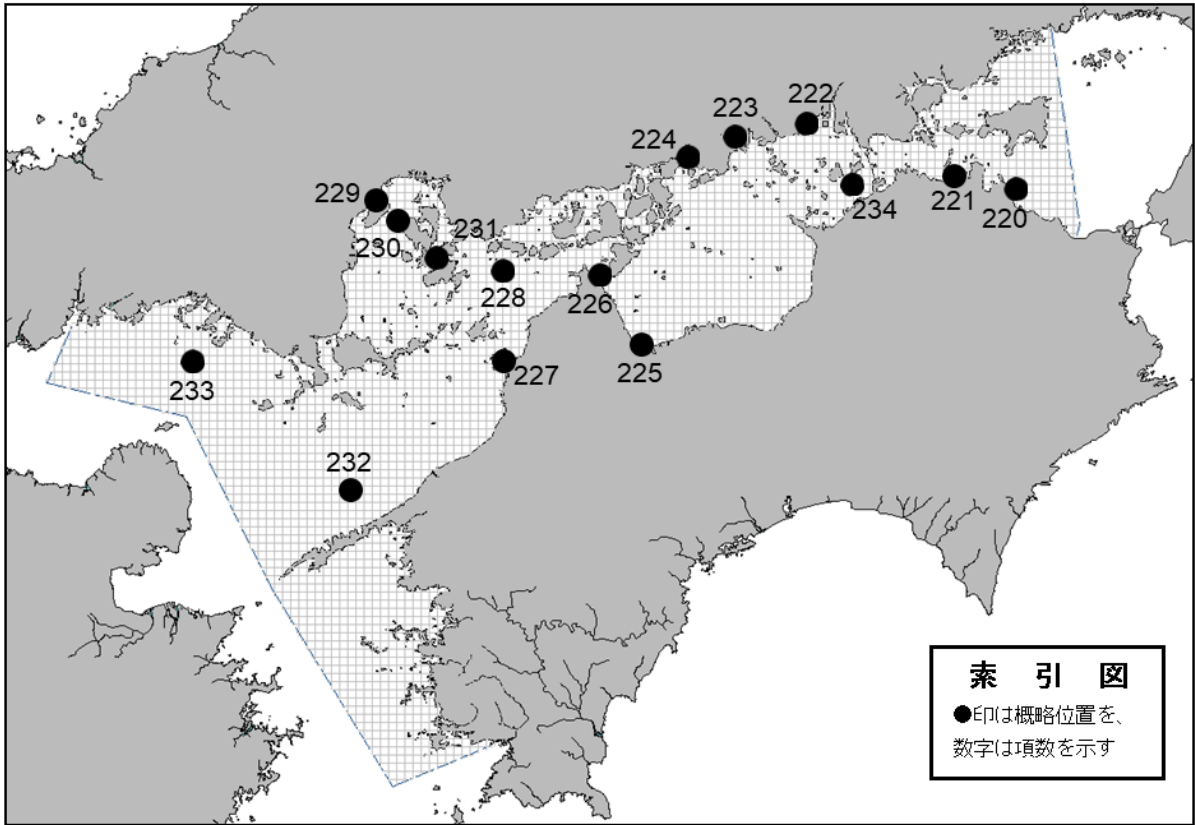
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★6年220項 瀬戸内海 — 播磨灘、津田湾北東方 海上訓練

期 間 令和6年6月19日0900～1700

区 域 34-20-22N 134-18-11Eの地点を中心とする
 半径1海里の円内

備 考 巡視船によるえい航訓練等

海 図 W137A-JP137A-W150B-W106-
 JP106-W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



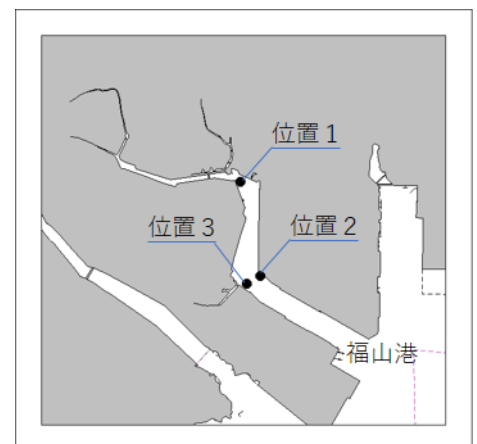
★6年221項 瀬戸内海 — 高松港付近 海上訓練
 期間 令和6年6月10日、11日、25日(予備日24日、26日、27日)の0900~1700
 区域 34-22-23N 134-05-05Eの地点を中心とする
 半径200mの円内
 備考 巡視艇によるえい航訓練等
 海図 W1125-W137A-JP137A-
 W153-JP153
 出所 第六管区海上保安本部



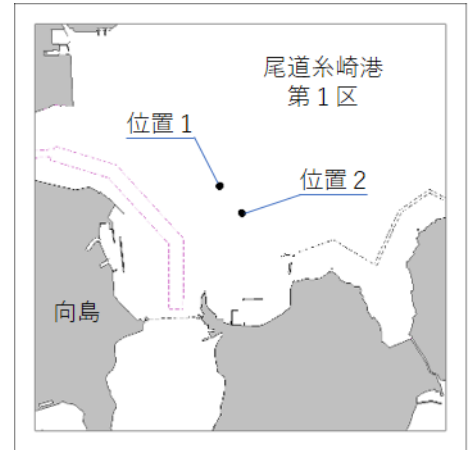
★6年222項 瀬戸内海 — 水島港西方 環境調査
 期間 令和6年6月1日~令和7年2月28日(予備日を含む)の日出~日没
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-29-44N 133-36-59E (岸線上)
 (2) 34-29-24N 133-36-59E
 (3) 34-29-23N 133-36-00E
 (4) 34-29-44N 133-36-00E (岸線上)
 備考 (1) 潜水作業を伴う
 (2) 警戒船を配置
 海図 W1116-W153-JP153
 出所 第六管区海上保安本部



★6年223項 瀬戸内海 — 福山港 灯浮標交換作業
 期間 令和6年6月18日(予備日19日~25日)の日出~日没
 位置1 34-28.7N 133-24.6E、福山港分岐第5号灯浮標
 位置2 34-27.5N 133-24.9E、福山港分岐第4号灯浮標
 位置3 34-27.4N 133-24.7E、福山港分岐第3号灯浮標
 備考 警戒船を配置
 海図 W1137-JP1137
 参照書誌 411 4434~4436番
 出所 福山港長



★6年224項 瀬戸内海 — 尾道系崎港、第1区 灯浮標交換作業
 期間 令和6年6月17日(予備日18日～25日)の日出～日没
 位置1 34-24.4N 133-14.7E、尾道系崎港松永第1号灯浮標
 位置2 34-24.3N 133-14.8E、尾道系崎港松永第2号灯浮標
 備考 警戒船を配置
 海図 W119-W114-W1118
 参照書誌 411 4459.3、4459.31番
 出所 尾道系崎港長



★6年225項 瀬戸内海 — 壬生川港 深浅測量
 期間 令和6年6月5日、6日(予備日7日～14日)の日出～日没
 区域 4地点により囲まれる区域
 (1) 33-56-47N 133-07-33E
 (2) 33-56-16N 133-07-13E
 (3) 33-56-18N 133-07-10E
 (4) 33-56-49N 133-07-30E
 海図 W1236
 出所 今治海上保安部



★6年226項 瀬戸内海 — 来島海峡及び付近 船舶通航信号所一部業務休止
 期間 令和6年6月14日0830～1010(予備日17日0830～1300、18日0900～1350)の内1時間
 名称 今治船舶通航信号所
 休止業務 大浜レーダー施設のレーダー映像を使用して行う情報提供業務
 海図 W100A-W100B
 参照書誌 411 8406番
 出所 第六管区海上保安本部

★6年227項 瀬戸内海 — 松山港、第1区 潜水作業

期間 令和6年6月10日～28日の内4日間の日出～日没

位置1 33-53-21N 132-42-14E

位置2 33-53-20N 132-42-09E

位置3 33-53-00N 132-42-03E

位置4 33-51-57N 132-42-36E

位置5 33-54-08N 132-40-54E

位置6 33-53-40N 132-40-23E

備考 (1) 棧橋の点検作業

(2) 警戒船を配置

海図 W1124-W1131-W164-

W141-JP141-W1102-

JP1102-W1108-JP1108

出所 松山港長



★6年228項 瀬戸内海 — 安芸灘、下蒲刈島南方 救難訓練

期間 令和6年6月4日の1000～1200

区域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-09.5N 132-43.5E

(2) 34-07.0N 132-43.5E

(3) 34-03.2N 132-36.6E

(4) 34-09.4N 132-36.7E

備考 巡視艇及び航空機による吊上げ、降下訓練

海図 W141-JP141-W1108-JP1108

出所 呉海上保安部



★6年229項 瀬戸内海 — 広島湾、大野瀬戸 海底送水管敷設作業

期間 令和6年6月3日～10月31日(予備日11月1日～令和7年3月31日)の日出～日没

区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-19-12N 132-18-56E (岸線上)

(2) 34-18-21N 132-19-38E (岸線上)

(3) 34-18-11N 132-19-27E (岸線上)

(4) 34-18-58N 132-18-41E

(5) 34-19-03N 132-18-46E (岸線上)

備考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し

アンカーワイヤーを示す黄色灯付浮標設置

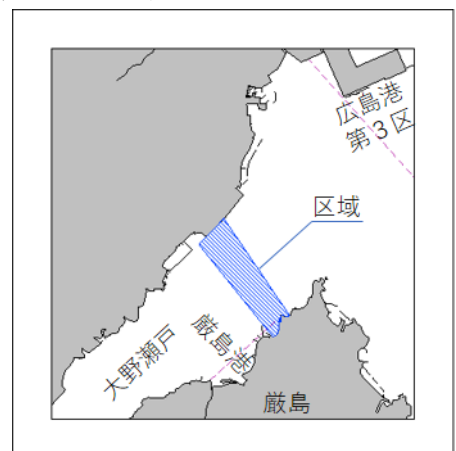
(2) 潜水作業を伴う

(3) 警戒船を配置

海図 W1112B-JP1112B-W113-

W142-JP142

出所 第六管区海上保安本部



★6年230項 瀬戸内海 — 広島湾、能美島西岸 潜水訓練

期 間 令和6年6月20日～28日(土日及び26日を除く、予備日7月1日、2日)
の0900～1600

区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-13-07N 132-23-34E(岸線上)

(2) 34-13-07N 132-22-26E

(3) 34-13-40N 132-22-28E

(4) 34-13-40N 132-23-05E(岸線上)

備 考 警戒船を配置

海 図 W113-W142-JP142

出 所 第六管区海上保安本部



★6年231項 瀬戸内海 — 早瀬瀬戸 橋梁点検作業

期 間 令和8年3月31日までの0800～1700

位 置 34-09-19N 132-29-34E付近

備 考 (1) 橋梁点検車のゴンドラが橋梁桁下約7mまで
下降することがある

(2) 警戒船を配置

海 図 W125

出 所 第六管区海上保安本部



★6年232項 瀬戸内海 — 伊予灘 環境調査

期 間 令和6年6月20日(予備日21日～30日)

位置1 33-39N 132-22E

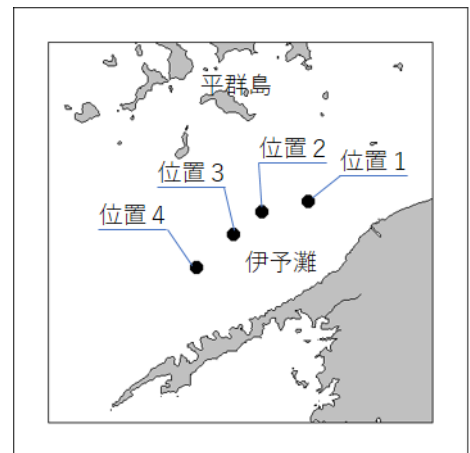
位置2 33-38N 132-17E

位置3 33-36N 132-14E

位置4 33-33N 132-10E

海 図 W140-W1102-JP1102-
W1108-JP1108

出 所 第六管区海上保安本部



★6年233項 瀬戸内海 — 周防灘、野島南西方 沈船撤去
六管区水路通報6年15号165項削除
位置 33-50-53N 131-37-35E
海図 W126-JP126-JP1101-W1101-
W1102-JP1102-W100B
出所 徳山海上保安部



★6年234項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸南航路 灯浮標消灯、仮灯設置
名称 備讃瀬戸南航路第7号灯浮標
位置 34-20.3N 133-45.3E
備考 仮灯(単閃緑光、毎3秒に1閃光)を設置
海図 W1123-W1122-W137B-
JP137B-W153-JP153
参照書誌 411 4241番
出所 第六管区海上保安本部





海上保安庁

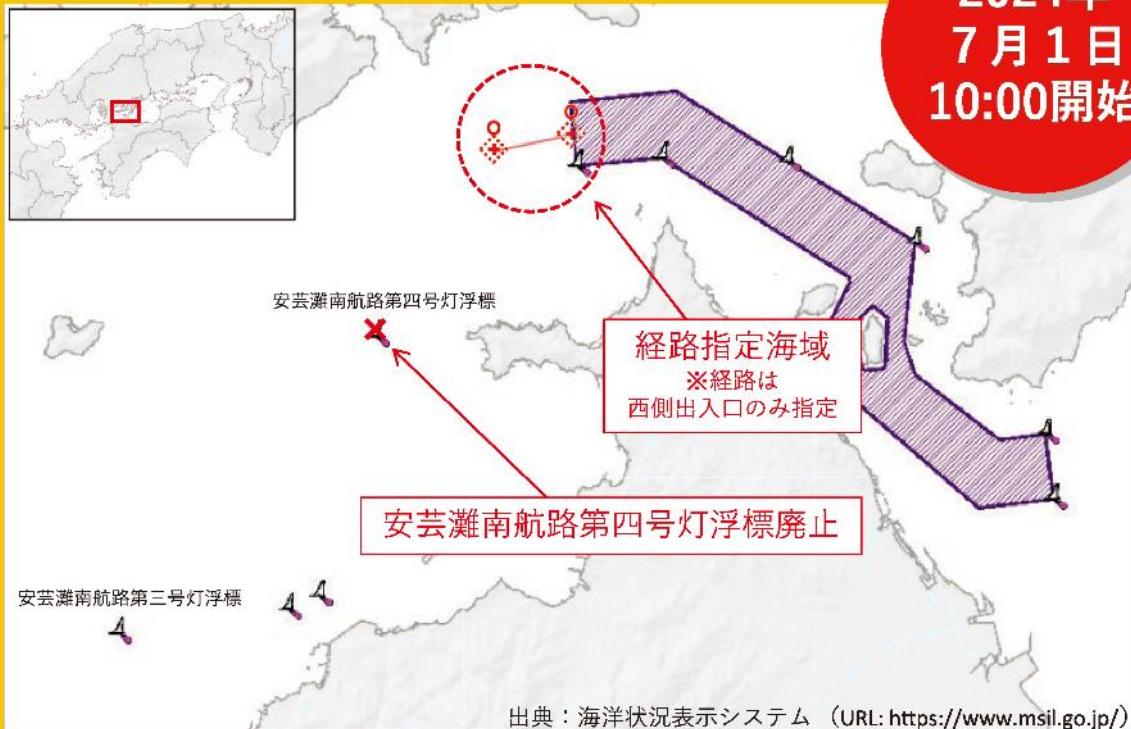


来島海峡航路に出入りする際の“経路”を新たに指定します

来島海峡航路を航行する船舶は、海上交通安全法第25条第2項に基づく告示により指定される経路によって航行する必要があります。
(経路の概要は裏面をご参照ください。)

経路の指定に合わせて安芸灘南航路第四号灯浮標を廃止し、付近の推薦航路を短縮します。

2024年
7月1日
10:00開始



経路の指定、バーチャルAIS航路標識の表示及び灯浮標の廃止等に係る詳細は、第六管区海上保安本部ホームページにてご確認ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/safety/kurushima-keiroshitei.html>

問い合わせ

第六管区海上保安本部交通部航行安全課
広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17
082-251-5111(代)



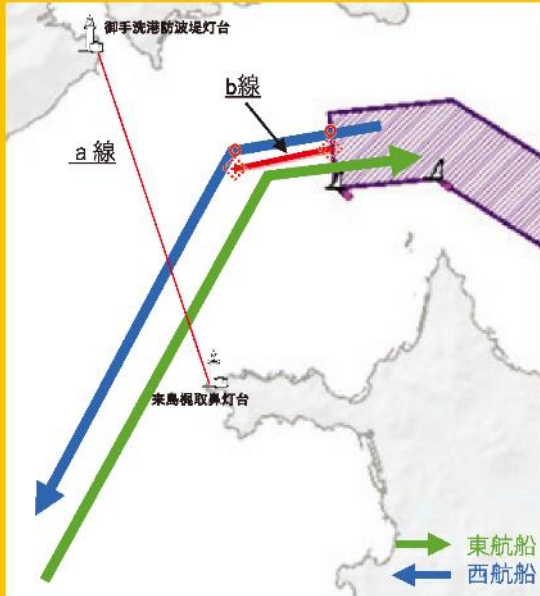
第六管区海上保安本部
ホームページ

2024年
7月1日
10:00開始

<経路の概要>

1. 来島海峡航路を西航し、a線を横切って航行しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。
2. a線を横切り、来島海峡航路を東航しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。

<北流時>



出典：海洋状況表示システム

<南流時>



※安芸灘南航路を通航する船舶の航行経路イメージ

経路両端の表示

経路は、バーチャルAIS航路標識により東端と西端を表示します。実際に灯浮標が設置されるものではありません。

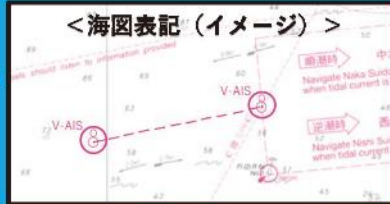
来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-A
北緯34-09-24 東経132-53-55

来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-B
北緯34-09-37 東経132-55-05

<レーダー画面(イメージ)>



<海図表記(イメージ)>



AIS非搭載船舶へのお願い

バーチャルAIS航路標識とは、実在しない航路標識をAISの信号により航海用レーダーや電子海図上にシンボルマークにして表示するものです。バーチャルAIS航路標識は、AIS非搭載船舶には表示されません。これら船舶は、最新の海図により経路を確認するとともに、GPSプロッター等への位置入力をお願いいたします。



令和6年3月作成